

彦根市告示第 183 号

彦根市中高層建築物指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市中高層建築物指導要綱の一部を改正する告示

彦根市中高層建築物指導要綱(令和 3 年彦根市告示第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「ときは、」の次に「景観法(平成 16 年法律第 110 号)および」を、「努め、」の次に「彦根市景観計画(平成 19 年彦根市告示第 146 号)に定める」を加え、「および色彩」を「、色彩等」に改める。

第 13 条の見出し中「駐車場および駐輪場」を「駐輪場および駐車場」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

事業主は、集合住宅等(老人ホームその他の社会福祉施設を除く。以下この条において同じ。)の建築行為を行う場合は、次の表に掲げる駐輪場を当該集合住宅等の建築敷地内に、同表に掲げる駐車場を当該集合住宅等の建築敷地等(建築敷地および当該建築敷地から 50 メートル以内に存する事業主の所有地をいう。以下この条において同じ。)内に確保しなければならない。この場合において、事業主は、確約書(別記様式第 5 号)を市長に提出したときは、都市機能誘導区域内については全体の台数分の駐車を、居住誘導区域内については全体の台数の 2 分の 1 以下の台数分の駐車を、建築敷地等以外に確保できるものとする。

建築位置	集合住宅等の種類	駐輪場および駐車場の 1 戸当たりの台数
都市機能誘導区域内	ワンルーム型	駐輪場 1 台以上(全体の台数の 2 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。) 駐車場 1 台以上
	ワンルーム型以外	駐輪場 2 台以上(全体の台数の 10 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。) 駐車場 1 台以上
居住誘導区域内	ワンルーム型	駐輪場 1 台以上(全体の台数の 2 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。) 駐車場 1 台以上
	ワンルーム型以外	駐輪場 2 台以上(全体の台数の 10 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。) 駐車場 1 台以上
その他の区域内	ワンルーム型	駐輪場 1 台以上(全体の台数の 2 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。) 駐車場 1 台以上

	ワンルーム型以外	駐輪場 2 台以上(全体の台数の 10 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 2 台以上
備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) 居住誘導区域 彦根市立地適正化計画(平成 30 年 3 月策定)において定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。		
(2) 都市機能誘導区域 彦根市立地適正化計画において定める医療、商業等の都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域をいう。		
(3) ワンルーム型 1K、1DK および 1LDK の住居で構成された集合住宅等をいう。		
(4) バイク用 原動機付自転車および自動二輪車の駐輪場(幅が 0.7 メートルから 1.0 メートルまで程度のものに限る。)をいう。		

第 13 条第 2 項中「駐車場および駐輪場」を「駐輪場および駐車場」に改める。

第 19 条の見出しを「(緑化推進等)」に改め、同条第 1 項「ときは」の次に「、彦根市緑の基本計画(平成 9 年 3 月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに」を加え、「(平成 19 年彦根市告示第 146 号)」を削り、同項ただし書中「確保するよう努めなければ」を「確保しなければ」に改め、同条第 2 項中「敷地内の風致を損なわないようにしなければ」を「敷地とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 事業主は、建築行為に関連して屋外広告物の表示または掲出物件の設置をしようとするときは、良好な景観を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)および彦根市屋外広告物条例の規定を遵守しなければならない。

第 26 条第 1 項中「周知遺跡」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に改める。

別記様式第 1 号の表工事施工者の項の次に次のように加える。

建 築 位 置	都市機能誘導区域 ・ 居住誘導区域 ・ その他の区域
---------	----------------------------

別記様式第 1 号の表植栽計画の項の次に次のように加える。

駐 輪 場 等 計 画	自転車 台 ・ バイク 台 ・ 自動車 台
-------------	-----------------------

別記様式第 5 号を次のように改める。

彦根市長 様

事業主 住所  
氏 名  
連絡先 TEL

確 約 書

下記の建築物を建築するに伴い、彦根市中高層建築物指導要綱第 13 条第 1 項の規定に基づく駐車場の必要台数が建築敷地等内に確保されていませんが、駐車場に不足が生じた場合は、自己の責任において新たに建築敷地等以外の場所に駐車場を確保することを確約します。

記

建築敷地等以外の 駐車場の所在地	
建築敷地等以外の 駐車場の面積	m <sup>2</sup>
計画建築物	用途： 構造： 階建： 高さ： 規模： 戸  建築敷地等内に必要な駐車場の台数 : 台 建築敷地等内の実際の駐車場の台数 : 台 建築敷地等以外の場所において確保 することを確約する台数 : 台
そ の 他	添付書類 建築敷地等および建築敷地等以外の場所の駐車場の位置図

付 則

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。